

# 社会福祉法人なかよし福祉会 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なかよし福祉会定款規程第8条及び第21条の規定に基づき役員（理事及び監事及び評議員）の報酬を定める。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- 2 常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。常勤職員とは、概ね週3日程度、法人業務に従事する者を言う。
- 3 常勤役員は、賞与及び退職手当は支給しない。

## (常勤役員等に対する報酬の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、業務の内容及び勤務実態に応じて、別表1に定める額を支給する。

## (非常勤役員等に対する報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、勤務実態に応じて、次の各号による報酬等の区分において定めるものとする。

- 2 非常勤職員とは、常勤職員以外の役員をいう。報酬は、別表2に定める額を支給する。
- 3 非常勤役員等が職務の為に出張をした際は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (会議および理事業務に従事した場合の報酬)

第5条 常勤・非常勤の役員が会議及び理事業務に従事した場合は、別表3に規定する報酬を支給する。

- 2 会議に参加した場合の報酬はその都度支払う事とする。
- 3 理事業務等を月複数回行う予定がある場合は、当月単位でまとめて支払うこととする。

## (当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね職員給与を支給している者については、本規程の定める役

員報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たる時は、職員給与規程に準じた日とし、銀行振り込みとする。
- 3 尚当該会議に出席した場合については、都度支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者については、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、辞任、又は解任の場合は、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条項2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に一円未満の端数が生じた時は切り捨てることとする。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等支給基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

付則

この規程は2000年2月26日から施行する

改訂 2003年10月23日 同日施行  
 改訂 2009年4月1日 同日施行  
 改訂 2009年9月11日 同日施行  
 改訂 2017年1月17日・同日施行  
 2017年5月30日 評議員会の決議を経て同日再施行

別表 1 常勤役員等の報酬額

役員名	報酬の月額(上限)
理事長	100,000円
業務執行理事	80,000円
理事	60,000円

別表 2 非常勤役員

名 称	日額	月・上限額
理事長	10,000円	100,000円
業務執行理事	8,000円	80,000円
理事・監事	5,000円	50,000円

別表 3 会議等に対する費用弁償（「評議員選任・解任委員会」を含む）

名 称	日 額
理事会・評議員会	5,000円
県・市・内部監査業務等	5,000円